

## 5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

民生委員・児童委員は人々の笑顔、安全、安心のために、それぞれの地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役となっています。民生委員・児童委員には皆さまに安心して相談してもらえるよう、法に基づいた「守秘義務」があります。心配ごと、悩みごとがある場合には、お気軽に近くの民生委員・児童委員にご相談ください。

問 福祉課 本3階  
TEL (23) 8707

## 中途失聴・難聴者の会「うちの葉」10周年記念講演会

●日時：6月9日(日)午前10時30分～正午

●場所：那須与一伝承館 多目的ホール(手話通訳および要約筆記付)

●講師：(株)サイレントボイス 代表 尾中 友哉 氏

●演題：「耳が聞こえない人達が知ってほしいこと(予定)」

●参加費：無料

●申込方法：とちの葉事務局へ電話またはFAX(様式任意)により申込み  
090(7279)9357

TEL 028(648)5558

TEL 中途失聴・難聴とは、何らかの傷病または障害で耳が聞こえない、聞こえにくい状態をいいます。

問 福祉課 本3階  
TEL (23) 8954

## 税



### 軽自動車税納税通知書の発送と減免の手続き

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。令和元年度軽自動車税納税通知書は5月10日(金)に発送予定です。納期限は令和元年5月31日(金)です。なお、一定の要件を満たす場合、軽自動車税の減免が受けられます。その種類・要件は次のとおりです。

#### 【①身障減免】

身体が不自由な方、心身の発

達や精神に障害がある方のために使用される軽自動車。一定の要件を満たすもの

●対象となる車両：▼障害者が所有し、障害者本人が運転する車▼障害者または障害者と生計を一にする方もしくは常時介護をする方が所有し、生計を一にする方もしくは常時介護をする方が運転する車

●減免の対象となる障害の範囲：▼身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けていて、一定の要件に該当する方▼療育手帳の交付を受けていて、障害の範囲が「A」「A1」「A2」の方

▼精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、障害の程度が1級の方  
※該当要件や詳細はお問い合わせください。(市ホームページにも掲載)

●申請に必要なもの：▼身体障害者等に係る軽自動車税減免申請書▼手帳(身体障害者手帳・療育手帳など)▼運転する方の運転免許証▼軽自動車税納税通知書▼印鑑

#### 【②構造減免】

車両の構造が身障者の利用

に供するための軽自動車

●対象となる車両：▼車検証に「車いす移動車」や「障害者輸送用」などと記載のある車両▼車いすの昇降装置、固定装置などの特別仕様の車両(注1)

●申請に必要なもの：▼市税減免申請書▼車検証(コピー可)▼軽自動車税納税通知書▼納税義務者の印鑑▼(注1)の車両は、装置などの写真

#### 【③公益減免】

公益のために直接専用する軽自動車で、一定の要件を満たすもの(リース車両を除く)

●対象となる車両：▼公益性があると認められる団体の車両。ただし、使用方法・使用団体によっては減免の対象にならない場合がありますので、事前に税務課までご確認ください。

●申請に必要なもの：▼市税減免申請書▼軽自動車税納税通知書▼法人登録印(実印)

#### ※注意事項

▼平成31年4月2日以降に廃車や名義変更を行った場合でも、令和元年度の軽自動車税は課税されます。

▼住所変更などにより納税通知書が届かない場合は至急税務課までご連絡ください。

▼軽自動車税減免申請期間は、軽自動車税納税通知書が届いてから納期限の令和元年5月31日(金)までとなります。申請期間を過ぎると減免を受けることができません。

▼減免は毎年度申請が必要で、自動更新ではありません。ご注意ください。

▼「身障減免」の対象は、普通自動車などを合わせて1人1台です。自動車税の減免については、大田原県事務所(左記)にお問い合わせください。

▼減免申請書は窓口にあります。なお、前年度減免を受け方には納税通知書に減免申請書を同封しております。

問 大田原県事務所

TEL (23) 4172

問 申税務課 本2階

TEL (23) 8785

湯津上支所総合窓口課

TEL (98) 2111

黒羽支所総合窓口課

TEL (54) 1111

**本** 本庁舎（新庁舎）

**湯** 湯津上庁舎

**黒** 黒羽庁舎

**生** 生涯学習センター

**体** 県立県北体育館

暮らし



### 人権擁護委員の日

全国人権擁護委員連合会では、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として全国的な啓発活動を展開しており、大田原人権擁護委員協議会でも、特設人権相談所を開設します。

● **相談内容**：いじめ・体罰・DV、セクハラやストーカール行為等人権に関する内容

※相談は人権問題に詳しい人権擁護委員が担当します。安心してご相談ください。

### 日時・場所

6月5日(水)

▽市福祉センター

午前9時30分～正午

▽佐良士多目的交流センター

午後1時～午後4時

▽黒羽・川西地区公民館

午前9時30分～正午

※事前予約不要。

**問** 総務課 **本** 6階

TEL (23) 11111

### 2019年経済センサス 基礎調査を実施します

6月から2020年3月にかけて実施します。この調査は、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備することを目的としています。調査は、調査員が事業所を实地確認し、新たに把握した事業所など一部の事業所には調査票を配布することにより行います。

調査へのご理解・ご回答をよろしくお願いします。

**問** 政策推進課 **本** 6階

TEL (23) 1951

### 2019年工業統計調査 を実施します

2019年工業統計調査

(2018年実績)を本年6月1日現在で実施します。調査の対象となる事業所へは、5月中旬に調査票をお配りします。調査員

調査、国担当調査のいずれも統計調査員が訪問し、従業者数や業務の内容、構内事業所の有無などを伺う準備調査を行いますので、ご対応をお願いします。

**問** 政策推進課 **本** 6階

TEL (23) 1951

### とちぎウーマン応援塾〜女性の声で地域を変えよう〜 参加者募集

この塾は、学びと実践、そして出会いの場です。女性リーダーとして情報やスキルを身につけ、参加者同士のネットワークを広げましょう。

● **日程**：①7月6日(土)②7月27日(土)③8月31日(土)

④9月21日(土)⑤10月19日(土)⑥10月25日(金)⑦11月9日(土)

(全7回)

● **場所**：パルティとちぎ男女共同参画センター(宇都宮市)※⑥のみ佐野市

● **内容**：講義やグループワークを通して、社会的な場で必要とされるスキルを身につけます。

● **対象**：地域活動・社会活動に参画する意欲のある女性

● **費用**：無料※⑥のみ、費用がかかります。

● **定員**：20名(選考あり)

● **申込方法**：6月12日(水)までに所定の用紙を記入の上、左記へ郵送、FAX、または直接申し込み。

**問** 政策推進課 **本** 6階

TEL (23) 8715

FAX (23) 8748

**問** 申請 パルティとちぎ男女共同参画センター

TEL 028(665)8323

FAX 028(665)8325

「かしい消費者講座」  
受講者・聴講者募集

かしい消費者を目指す自己啓発や、地域で消費生活に関する普及啓発活動のリーダーを目指す方への講座を開催します。

● **募集人員**：各コース50名(定員を越えた場合には受講者優先)

● **会場**：栃木県庁6階会議室(宇都宮市埜田1-1-20)

● **日程**：基礎コース：6月25日(火)～9月3日(火)の隔週火曜(全6回)

・応用コース：9月24日(火)～12月17日(火)の隔週火曜(全6回)

● **受講料**：無料

● **申込方法**：期限までに左記へ電話で申し込み

・基礎コース：5月31日(金)

・応用コース：8月30日(金)

・栃木県くらし安全安心課

**問** 申請 栃木県くらし安全安心課

TEL 028(623)2135

### 広報おたわら有料広告募集

#### 1号広告・2号広告

- 掲載枠…縦45mm×横90mm・縦45mm×横180mm
- 掲載料金…15,000円・30,000円
- 掲載ページ…広報おたわら「お知らせ」の最下段
- 発行回数…毎月1日発行
- 発行部数…21,500部
- 申込方法…所定の用紙に必要事項を記入の上、要領に定められた書類を添えて下記まで申し込み

**問** 申請 情報政策課 **本** 6階 TEL (23) 8700

### ごみ分別方法検索サイト「おたわらクリーンナビ」

パソコンやスマートフォン、携帯電話から、いつでもごみの分別方法を検索することができます。また、各地区のごみ分別収集カレンダーを見ることができます。ぜひご利用ください。

●アクセス方法

<http://ohtawaracleannavi.info/index.php>

**問** 生活環境課 **本** 2階 TEL (23) 8706

